

## 平成 28 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項、同条第 9 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 28 事業年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I. 監査の方法及びその内容

1. 監査は、「機構 監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構 監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「平成 28 事業年度監査計画」（以下、「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、平成 29 年 4 月 3 日（月）～6 月 21 日（水）の間に実施した。
2. 実地監査に当たっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、関東甲信越支部及び東海北陸支部を除く支部に関しては、提出書類による書面監査を行った。
3. 監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、監査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に参加し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
4. 役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
5. 監査の重点項目としては、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）を踏まえた平成 28 年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、目標達成が図られたかどうか留意しつつ監査を実施した。

6. 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II. 監査の結果

### 1. 中期計画等の実施状況

平成 28 事業年度（以下「平成」を省略する。）における機構の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

28 年度に実施された 27 年度における業務の実績に関する評価の概要は次のとおり。

27 年度における業務実績に関する機構評価委員会にて意見聴取（28 年 6 月 17 日）の上、理事会の議を経て 27 年度業務実績報告書を文部科学大臣に提出。（28 年 6 月 22 日付）文部科学大臣評価は、「個別の評定は業務の一部が A、C であるものの概ね B であり、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、『文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準』に基づき B とした。」併せて、「奨学金貸与の的確な実施及び返還金の回収促進、留学生支援事業及び学生生活支援事業の充実、一般管理費の削減、外部委託の推進、内部統制・ガバナンスの強化など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。（略）」として B 評価（目標達成率 100%以上 120%未満）の判定を得た。（28 年 9 月 2 日）

その後の総務省独立行政法人評価制度委員会における審議結果においても、機構に対する意見・指摘事項はなかった。（28 年 12 月 8 日）

第 3 期中期目標期間の 2 年度目となる 27 事業年度における業務目標が概ね達成できたと認められたことは、機構にとって第 3 期中期計画等の目標達成に向けた努力の結果であり高く評価する。

28 事業年度の各事業における業務運営は次のとおり。

## 2. 奨学金貸与事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業の実施が機構に求められている。

### (1) 奨学金貸与の的確な実施

28年度の奨学生新規採用状況は429,406人であり、継続者と合わせて1,309,960人の学生に総額1,046,477,825,500円の奨学金を貸与しており、高等教育機関の学生等のうち2.6人に1人が当機構の奨学金の貸与を受け勉学に励んでいる。機構には、真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう「収入基準の見直し」を図ること、あるいは「貸与基準の細分化」及び「貸与上限額の引下げ」についての検討等が求められている。

経済的な不安により進学を断念せざるを得ないような低所得者世帯の学生・生徒には、29年度進学予定者から第一種奨学金の学力（成績）基準を実質的に撤廃することとし、予約採用において追加採用等の対応を適切に実施したことは評価する。また、真に必要な貸与月額を貸与するため、第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合に貸与月額の制限を設ける諸準備を実施（30年度入学の予約採用者から適用）が認められる。また、貸与額が高額となることが延滞発生に与える影響等を勘案し、奨学金の借過ぎ防止策（①第二種奨学金における貸与期間の制限、②併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等、③申込時における過去の奨学生番号の届出）の着実な実施が認められ評価する。

意欲と能力がありながら、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の救済のため、機構法の一部を改正する法律案が成立し（29年3月31日）、機構発足以来初の返還不要の「給付型奨学金制度」が創設された。本格実施は30年度からとはいえ、29年4月1日から一部先行実施されることから、29年度入学者とともに30年度入学者（予約採用者）を並行しての実施となった。制度の詳細の策定等について、文部科学省と協力して同制度の実施機関として尽力したことは、高く評価する。

他方、機構として様々なことを想定して周到な準備を行ってきたとはいえ、「新たな所得連動返還型奨学金制度」の創設、あるいは第一種奨学金制度の拡充等28年度の余りにも多岐にわたる大規模な制度改正については、導入決定から実施までの期間が短いことから、各部署連携の上、的確かつ慎重な業務遂行が肝要と思料する。また、従前の制度との違いやその内容等について十分な理解を得るべく、奨学生（保護者）・高等学校等教職員・各学校等担当者等への周知と理解に向けた弛まぬ努力を望む。

## (2) 返還金回収の取組

当事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、当事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた返還金の回収促進を図ることが求められている。外部有識者で構成する「債権管理・回収等検証委員会」において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行うとともに、今後の更なる返還促進に向けた施策提言をとりまとめたことを確認した。28年度は同委員会を3回開催し、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図ったことが認められる。

回収の取組について、今中期目標期間中の当年度分の回収率を中期目標期間中に96%とすることが求められている。機構としては、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的措置、返還期限猶予制度の周知等により確実な回収に努めた結果、当年度分回収率については96.8%となり、年度計画値95.93%を大きく上回ったことは高く評価する。

また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合については、前中期目標期間最終年度における割合と比較し、中期目標期間中に20%以上改善することが求められている。SMSによる口座加入の督促や、学校等と連携して実施した新規返還者への働きかけ等により、新たな3ヶ月以上の延滞の抑制に努めたことを確認した。結果としては25年度末における割合と比較して7.93%削減となり、年度計画値14.28%を下回った。これは、当該債権の要返還債権全体に占める構成比が1%に満たず、機構の行う延滞抑制のための施策の効果が実績として現れにくいことと考えられる。高い目標値だが引続きの努力を望む。

そして、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にすることが求められている。総回収率は86.9%となり、年度計画値82.93%を大きく上回ったことは高く評価する。

## (3) 新たな所得連動返還型奨学金

27年度から文部科学省に置かれた有識者会議において「新たな所得連動返還型奨学金制度」の『審議まとめ』（28年9月21日）が出され、29年度新規貸与者からの創設が決定された。機構としては、有識者会議にオブザーバー参加するとともに、29年4月からの導入に向け、IT戦略委員会及びマイナンバー・新所得連動に関するIT小委員会を中心に検討を進め、経営管理会議等にて審議・報告等されるなど法人全体の取組を高く評価する。今後、マイナンバー制度が開始されることから、とりわけ特定個人情報の取扱いには十分な配慮の上、引き続き周到な準備が肝要と思料する。

#### (4) 減額返還制度、返還期限猶予制度及び返還免除制度の運用

返還が困難な者に対しては、返還者の状況を考慮し、減額返還制度（28年度受付数18,045件）及び返還期限猶予制度（28年度受付数/一般猶予140,262件）の適切な運用がされており、学校説明会やDVD、ホームページ等で周知に努めていることが認められる。また、先の熊本地震、鳥取県中部地震等の災害救助法が適用された災害に際し、緊急採用（応急採用）についての周知や減額返還制度及び返還期限猶予制度の適用による適切な対応を評価する。

優れた業績を挙げた大学院生に対する返還免除制度（28年度8,641件）に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て適切な運用が認められる。

#### (5) 奨学金返還相談センターの運用

返還相談体制の抜本的強化策として、21年から設置された「奨学金返還相談センター（コールセンター）」は、返還相談センターの管理のもと、28年度平均応答率93.3%という概ね安定した業務運営を確認した。奨学金返還相談センターの運営は、返還者への機構に対する満足度を高めるとともに、円滑な返還金回収業務を支えるために重要な役割を担っており、より一層の監視体制強化に留意願いたい。

#### (6) 学校等との連携

予約採用者（大学等進学前の高校3年生）は、80%近くまで増えており、奨学金制度や諸手続きに関する理解の増進及び返還意識の涵養を図ることが何より重要との認識のもと、各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣（14地区）及び資料配布（17地区）の実施、予約採用者用DVDをホームページに掲載、高等学校等の教職員向け月刊誌等への記事掲載等、あるいは保護者向けの取組として全国・地方の高等学校PTA連合会総会に奨学金制度の周知に関する資料配布をするなど、奨学生（保護者）・高等学校等教職員に対する様々な働きかけが認められる。

大学等の奨学金担当職員を対象とした春と秋の業務研修会（それぞれ全国8地区9回開催、各2,000人超の出席者）及び業務連絡協議会（全国7地区10回開催、約2,750校約3,700人の出席者）においては、適格認定・異動・返還指導・採用・返還誓約書各業務や次年度の変更点、あるいは新たな制度等についての機構からの説明に各大学等出席者が真剣に耳を傾け、質疑・応答など機構と大学等の各担当職員間の直接対話の機会ともなり、学校等との連携面において有効な取組と高く評価する。

また、新規採用奨学生対象の大学等の採用時説明会に機構職員を派遣したことは、当該大学等の説明・指導内容等の確認及び大学等への延滞防止の要請等にも有効であり評価する。また、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため、情報提供の一環として大学等に関する延滞率の公表に向けた取組の実施を確認した。

### 3. 留学生支援事業

「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)において、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増、そして優秀な外国人留学生も14万人(2012年)から30万人への目標に向け、学生の双方向交流を一層活発化のため、留学生の受入れ及び派遣における様々な支援事業の実施が機構に求められている。

#### (1) 外国人留学生に対する支援

日本留学試験の中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることが求められている。留学生事業部では、国内の日本語教育機関等に在籍する外国人留学生等を対象とした「進学説明会」(国内2会場約4,300人の来場者)等の実施、海外においては10ヶ国・地域17都市で開催した「日本留学フェア」や他機関主催イベント等への参加、そして、ホームページ及びSNSによる留学情報提供や海外事務所における情報発信の取組等、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施したことを確認した。結果、日本留学試験の年間応募者数が国内外合わせて52,858人となり、前年度実績(44,163人)及び年度計画値(44,300人)を大きく上回ったことは高く評価する。また、日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システムの開発に着手しており、受験生及び大学等関係者の利便性向上の面からも今後の利用者増に繋がることが期待される。

現在、海外事務所はインドネシア、韓国、タイ、マレーシアに設置しているが、更にベトナムからの留学生が急増していることから、29年3月にハノイに新たな事務所を開設した。海外における情報発信機能の更なる強化ともなり、留学生30万人計画の実現にも大きく寄与することと高く評価する。

他方、日本留学試験、日本語教育機関推薦、そして渡日前入学許可者大学推薦による‘予約枠’の拡大のため、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」から制度改編された「留学生受入れ促進プログラム」による外国人留学生に対する学資金の支給は、‘一般枠’と‘特別枠’を合わせ、28年度は8,639人の採用が認められる。

そして、昭和29年度創設以来、今日まで世界約160ヶ国・地域から合計約105,000人を超える留学生を受入れてきた「国費外国人留学生制度」は、現在7つのプログラムで構成されており、28年度は給与(奨学金)9,809人、教育費(授業料等)165校1,301人、そして招致2,648件、帰国旅費1,406件の支給状況の確認をした。また、国費外国人留学生の選考における審査事務については、文部科学省と連携し、大使館推薦、大学推薦等の申請書類の受付・確認・選考資料作成及び選考委員会の開催等の複雑な審査事務を適切に行っていることを確認した。

我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づき、諸外国の大学等に在籍している学生を8日以上1年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し奨学金(月額80,000円)を支給する『海外留学支援制度(協定受入)』は、重点枠と合わせて28年度194校592プログラム9,521人の採用を確認した。

## (2) 日本人留学生に対する学資金の支給

在籍学生派遣の際に、奨学金（月額 60,000 円～100,000 円）を支給する『海外留学支援制度（協定派遣）』は、‘重点枠’と合わせて 28 年度 259 校 1,204 プログラム 17,591 人の採用を確認した。また、大学院学位取得のため諸外国の大学等へ派遣の学生に、奨学金（月額 89,000 円～148,000 円）及び授業料（上限 250 万円）を支給する『海外留学支援制度（「大学院学位取得型」）』は、128 人の採用を確認した。

そして、「協定派遣」あるいは「大学院学位取得型」の採用者が機構の貸与奨学金を希望する場合、第一種奨学生に限り応募ができる制度も設けており、また、奨学金事業部において、第二種奨学金「海外」及び「短期留学」の制度、そして入学時特別増額貸与奨学金の利用も可能としており、28 年 10 月からは第二種奨学金「海外」及び第一種奨学金「大学院学位取得型」において在学採用も可能とするなど、機構における海外留学における様々な支援の取組を高く評価する。

28 年度で創設 3 年目となる「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」において、2020 年までに海外へ派遣する学生を 10,000 人、そして民間からの寄附による留学資金 200 億円を目標に、機構と文部科学省が核となり、民間企業と大学とが連携した体制により事業を推進していくことが機構に求められている。

「大学生基本 4 コース」の採用者数（学校数）は、それぞれ第 1 期 323 人（106 校）、第 2 期 256 人（110 校）、第 3 期 404 人（113 校）、第 4 期 437 人（141 校）、第 5 期 513 人（136 校）、第 6 期 507 人（138 校）、累計 2,440 人（744 校）となり、制度の定着が認められる。各地で開催する説明会の実施、海外留学フェア等での告知、そして、派遣留学生による体験発信活動等の取組によるものと評価する。

「地域人材コース」は、地域のグローバル化を促進するため、地域の活性化に貢献するリーダー候補の育成を目的としており、現在まで合計 20 地域から特色のある事業が採択され、多くの地域企業や経済団体等に支えられて、実施されていることを確認した。

「高校生コース」の採用者数（学校数）は、第 1 期 303 人（161 校）、第 2 期 511 人（331 校）、第 3 期 501 人（330 校）となり、特に女子が 73.4%を占め、特に 2 週間～3 ヶ月の「アカデミック（テイクオフ＋ショート）分野」の応募が多く、女子高校生の語学学習意欲の高さが伺える。高校時の留学経験者は大学進学後も再度留学する学生が多くみられることから、高校生コースへの応募者増に向けた取組が肝要と思料する。

一方、寄附金の受入れの状況について、支援決定企業数の推移をみると、制度発足直後の26年4月には44社、その後、関係各位の努力により27年3月には141社（以下すべて「累計」。）となり順調な滑り出しであったが、同年9月166社、28年3月184社、29年5月209社とやや減速が見られる。派遣人数目標の達成のためには、寄附金受入れ拡大の方策の検討・実践が喫緊の課題と思料する。

直近の調査によると、本制度で支援を受けた派遣留学生のうち企業就職者348人の41.1%（143人）が支援企業に入社している。「第2回留学成果報告会」（28年9月）にて、支援企業・団体に対する「派遣留学生による成果報告会」の取組は、支援企業等の理解も得られ、今後の支援にも繋がることと思料する。

この事業は、寄附金の募集、学生募集、奨学金等の支給、学生・生徒の選考、事前・事後研修、留学中のサポート、そして派遣留学生のネットワークの構築等多岐にわたる業務を、機構職員と文部科学省とが核となり民間企業、大学とが連携した体制にて実施されている。他方、38人の常駐職員中、毎年15人超の入替えにより、人員確保や育成、管理等に時間が割かれることが毎年繰り返されている。これからの効率的な事業運営について、より一層の検討が必要と思料する。

### （3）日本語教育センター（以下、「センター」という。）

東京・大阪両センターの实地監査を隔年で実施しており、今年は大阪にて実施した。両センターは、28年度も‘連携強化’による効果的・効率的な事業の実施を重点目標にしており、カリキュラム・教材研究開発室を設置し、カリキュラムの見直しやアラビア系学生に配慮した日本語及び基礎科目教材の開発を協同で行い、留学生及び派遣国の多様なニーズに応じた肌理細かい教育の実践が認められる。28年度受入人数は、東京200人、大阪140人であり、単身寮（東京149居室、大阪54居室）及び食堂（大阪のみ）の適切かつ効率的な管理運営がみられる。

そして進学状況は、東京98.9%、大阪98.1%と進学率が高く、センターの質の高い教育内容の結果と評価する。また、修了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値80%を大きく上回っており評価する。

他方、国費留学生・外国政府派遣留学生の受入については、関係大使館等と緊密な連絡を取るなど積極的な受入れの努力をしていることが認められる。一方、予算や相手国政府の政策に左右されること等の事情は理解できるものの、なかなか目標達成までには届かない状況であることから、より一層の努力を望む。

高等教育機関に進学を希望する留学生を対象とした日本語予備教育を行う文部科学大臣指定の準備教育機関であるセンターは、機構において人材育成を直接行っている唯一の機関であることから、今後も日本語教育のモデルとなる、より質の高い教育の実施を望む。



#### 4. 学生生活支援事業

学生生活支援事業については、「第3次障害者基本計画」(25年9月17日閣議決定)や「日本再興戦略改定2015」(27年6月30日閣議決定)等も踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することが求められている。

##### (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

「学生生活調査」は、大学学部、短期大学及び大学院生を調査対象として、文部省が昭和43年度に開始し、機構へ移管されてからは隔年で実施しており、28年度は11月に調査し(30年3月にプレスリリース予定)、専門家の協力を得て分析し情報提供を行っていることが認められる。また、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」については、大学、短期大学及び高等専門学校を調査対象として、隔年で実施(直近は27年8月調査実施)しており、調査校数1,131校 回収率96.2%であり、大学等の学生支援に関する取組の参考となるよう、専門家の協力を得て先進的な事例を把握するため実地調査を行っていることを確認した。調査結果は28年2月プレスリリースし、3月に大学等へ送付したことが認められる。

これら学生生活に係る情報収集やその分析、提供等の取組は、学生の標準的な学生生活状況を把握し、学生生活支援事業の改善を図るための基礎資料となることから高く評価する。

##### (2) 障害のある学生等に対する支援の充実

28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、大学においても、障害者への差別的取扱いの禁止(法的義務)及び合理的配慮の不提供の禁止(国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務)等について規定された。

機構では、毎年「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(5月1日現在)を実施している。障害学生数は5年前の22年度8,810人から28年度27,257人と約3.1倍に急増しており、前年度の27年度21,721人と比しても5,536人増である。特に近年、病弱・虚弱、精神障害、発達障害の学生が急増しているが、障害のある学生の修学支援は、国として取り組むべき重要課題であり、機構の役割もより一層増してきている。

機構としては、大学等での支援の充実を図るため、新規事業として28年度及び過去10年程の紛争事例及び紛争の防止・解決等の参考となる事例集作成の取組に着手しており、高く評価する。

一方、「体制整備支援セミナー」(全6回)、「専門テーマ別セミナー」(全3回)、「心の問題と成長支援ワークショップ」(全2回)、「実務者育成研修会」(基礎&応用プログラム)等々を実施し、いずれも高い満足度を得ており高く評価する。

### (3) キャリア教育・就職支援の実施

28年度「全国キャリア・就職ガイダンス」において、大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、講演からなる“全体会”及び国、地方公共団体、大学等、企業の関係者が一堂に会しての“情報交換会”“セッション”の実施は、参加者1,090人 満足度94.5%という数字が示すとおり、機構独自のこの催しは、産官学連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資するものと高く評価する。

27年度文部科学省補助金事業により実施して得られた成果を踏まえた「インターンシップ等専門人材ワークショップ」は、2回開催し、満足度99%と高い評価を得ている。また、「キャリア教育・就職支援ワークショップ」では、産業界からの協力を得て実施され、2回の開催ともに満足度95%を超えたことは評価する。

## 5. 内部統制システムの整備及び運用について

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。具体的な状況は以下のとおり。

### (1) 内部統制全般の状況について

理事長は、機構の設立目的と使命を踏まえ、役職員の業務運営の規範とするため「経営基本理念・経営方針」を定め、機構における内部統制体制の整備のために「内部統制基本方針」を制定し、「組織運営規程」及び「文書決裁規程」により役職員の職務権限及び意思決定ルールを明確にするとともに、「文書管理規程」を定め法人文書を適切に管理保存する体制を整えている。そして、重要方針及び施策等を審議する理事会及び理事長代理主催の毎月曜定例会並びに経営管理会議及びリスク管理委員会等を設置するなど、業務の適正を確保するための体制等の整備のための取組が、法人全体でなされており、内部統制システムの整備が図られていることを高く評価する。

### (2) 理事長による意思決定・伝達の状況

理事長は、理事会のほか、役員及び各部等の長を構成員とする機構の内部統制委員会である経営管理会議（原則月2回、28年度は20回開催）を設置し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組について検討及び審議し、リスク管理委員会（原則月1回、28年度は13回開催）では、リスクを的確に把握し、その発生可能性の低減化又は発生した場合の損失・被害の最小化を図ることを目的として設置している。理事長は、経営管理会議、リスク管理委員会をはじめとする重要な会議等において、それぞれの事案に改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システム整備の推進役としての役割を十分に果たされていたことが認められる。

一方、中期計画等の評価は、外部有識者により構成される機構評価委員会の意見聴取のうえ、理事会の議を経て年度業務実績報告書を文部科学大臣に提出している。また、理事長への助言を目的として設置されている運営評議会では、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行っている。(28年度2回開催)

他方、理事長は自らの経験及び知見を踏まえ、機を捉え、機構の使命や奨学金貸与事業における金融業務について、あるいは戦略的な広報活動の重要性等について、率先した指導等を行うなど役職員の意識改革への積極的な取組が認められる。

### (3) リスク管理体制の構築・運用状況

リスク管理委員会において、リスク管理規程第7条に定められた「28年度リスク管理実施計画」は、①機構の組織全体における「優先対応リスク」、②リスク管理規程第4条に定める「金融業務におけるリスク」、③リスク管理規程第4条に定める「金融業務以外におけるリスク」の3つとし、リスク管理のPDCAサイクルは、リスク管理規程第7条～第11条に従い、29年3月までの一連の取組の完了を評価する。

28年度からリスク管理委員会は年2回開催から毎月開催へと規程改正し、理事長及び役職員幹部一同によるリスク管理委員会の開催(全13回)を確認した。リスク管理委員会では、個別リスクについてリスク管理責任者による実施状況報告、あるいは事案により内部監査報告等も行われ、28年度末にはリスク対応計画の実施状況についての報告・審議等を確認した。リスク管理委員会では、今後の機構の目標達成を阻害する可能性を有するリスクの的確な把握・モニタリングがされ、リスク管理の面においても、内部統制整備の観点からも高く評価する。今後とも着実な実施により、機構のリスク管理体制が有効に機能することを期待する。

### (4) 個人情報保護について(情報セキュリティについては、次項(5)に記述)

大量の個人情報を保有している機構においては、個人情報保護に対する役職員の意識向上に努めるとともに、個人情報の漏えいの防止のために特段の注意を持って臨むことが強く求められている。

機構では、個人情報保護規程を定め、個人情報等の適切な管理のため、理事長主導のもと、全機構構成員による個人情報保護体制を敷き、事案発生時に対処すべき体制を整えている。また、年度末には各部等の個人情報保護管理者(各部等の長)がチェックリスト(①一般情報②情報システム関係③業務委託関係)による自己点検を行い、年度初めの経営管理会議にて実施結果の報告とともに、必要に応じ是正改善がなされていることを確認した。

他方、郵便物誤発送等による保有個人情報の漏えい事案が発生した場合には、直ちに上位者に報告され、再発防止策の策定を取りまとめ、リスク管理委員会で報告

がされ、組織横断的な事象の共有の取組が認められる。また、再発防止のために、個人情報を含む文書等発送時に係る「機構内統一ルール」に則ったダブルチェックの徹底、職場ミーティングの開催、あるいは「保有個人情報等の適切な管理のための委員会」にて再発防止に向けた具体的かつ重点的な取組の検討も認められる。また、個人情報保護に対する役職員の意識向上を図るために機構独自に作成した教材を用いた研修、あるいは個人情報保護・コンプライアンス・情報セキュリティ合同研修会等を実施するなど機構全体の様々な取組の実施が認められる。

個人情報の流出は、個人に多大な迷惑をかけるばかりでなく、機構自体も大きなダメージを受けることでもあり、役職員一人ひとりの個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、より一層効果的な再発防止策を策定・実施し、保有個人情報の保護体制強化のため、引き続き留意願いたい。

#### (5) 情報セキュリティ及び情報システムの状況

近年、民間企業等から大量の個人情報が流出する事件が相次いでいる。機構が保有する情報資産には、その漏洩、改ざんまたは破壊等が発生した場合には極めて重大な結果を招くものが多数含まれていることから、十分な情報セキュリティの確保が求められている。

機構では、理事長主導のもと、情報セキュリティ対策は組織運営上の最重要課題の一つとの認識に立ち、内部統制基本方針に基づき、情報セキュリティ対策基本方針、情報セキュリティ対策基準及び個人情報保護規程において実施され、情報セキュリティ対策の強化が図られている。

個人情報流出あるいはウィルス感染、不正アクセスへの対応等情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、機構では年度ごとに「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、リスク評価等の結果も踏まえた計画的な取組が認められる。

情報部においては、奨学金貸与・返還・国費外国人留学生への給与（奨学金）給付等のシステムの改修・調達案件等に関する着実な実施が求められている。進捗状況については、理事長召集のIT戦略委員会において四半期ごとに報告され、業務の効率化に資するIT化の状況を確認した。

一方、28年度に行われた制度変更等への対応では、従前より準備を進めていた「新たな所得連動返還型奨学金制度」の導入、マイナンバー制度取込みに伴う奨学金業務システムの再構築の検討のほか、当初予定していなかった「給付型奨学金制度」や「第一種奨学金制度の拡充」等は準備期間が短いことから、情報部において業務増大に伴う対応に苦慮がみられた。一方、これら最優先案件を先行実施の必要性から、従前予定のシステム改修等の中には先送りせざるを得ない案件も見られた。

28年度は情報部の組織体制の整備（品質管理室及び情報セキュリティ対策係の設置）あるいはIT系経験者の採用等を確認した。今後、「奨学金業務システムの再構

築」を控える機構においては、情報部門と奨学事業部門等関係部門との一層の連携を図るとともに、とりわけ人的資源確保が急務であり、情報システム開発における品質管理の強化には、引き続き不断の取組が重要であると思料されるので留意願いたい。

一方で、首都直下型地震の発生可能性については、予測はつかないものの、東日本大震災に続き、28年度には熊本地震災害及び鳥取県中部地震災害が起きた。機構において大規模災害によるシステム障害は致命傷となることから、データセンターの二重化は、是非とも実現すべき喫緊の課題と思料する。事業継続計画（B.C.P）の観点からも市谷事務所の再整備等の検討を進め、文部科学省と協議のうえ実現に向けた取組を期待する。

#### （6）内部監査の実施状況

監査室において、28年度内部監査計画に基づき、業務監査が7テーマ行われた。また、その他会計監査、自己査定監査、法人文書の管理状況の監査が実施された。監査結果等については、理事長への報告がされるとともに経営管理会議に報告され、必要に応じて課題等の報告、フォローアップを実施するなど、監査の実効性向上に向けた取組が着実に進められていることが認められる。

6. 役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。
7. 会計監査に関しては、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、28事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。
8. 事業報告書は、法令に従い、機構の28事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

### Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、札幌、金沢、福岡、大分の国際交流会館は、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（25年12月24日閣議決定）の26年度フォローアップ結果（26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局））

理事長の指揮、監督のもと 27 年度に設置された「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチームにおいて、引き続き東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において様々な国際交流の拠点事業の検討・実施がされていることを確認した。講演会、交流研究発表会あるいは地域住民等との交流、国費外国人留学生歓迎会等の実施、そして東京国際交流館においては、東京都オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業への協力、あるいは日本政府観光局「Discover Deep Japan TOHOKU」への参加等を確認した。兵庫国際交流会館においては、兵庫国際交流拠点事業推進協議会（大学コンソーシアムひょうご神戸&神戸大学国際教育総合センター）による、28 年 10 月～31 年 3 月の 3 ヶ年度事業「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」の採択・実施があった。コンソーシアムひょうご神戸の加盟校（県内 41 高等教育機関）の教職員・留学生・日本人学生、公的機関、各種国際交流団体、地域ボランティア団体等への本事業の周知と参画を目的として、計 17 回にわたるセミナーやワークショップ事業の実施を確認した。東京国際交流館及び兵庫国際交流会館におけるこれらの取組は、国際交流拠点事業の展開に向けての大きな推進力となることと高く評価する。

収支改善については、両館とも館費設定や貸出し方法の見直しを行うなどの様々な努力・工夫がみられる。入居率も、東京国際交流館 94.9%、兵庫国際交流館 88.6%となり、前年度比ではそれぞれ大幅増となったことが認められる。

国際交流会館 4 館については、27 年度の大分国際交流会館の売却に続き、福岡国際交流会館が 28 年 6 月には売却された。札幌と金沢の国際交流会館については、現在、地方公共団体や大学等に対し引き続き売却交渉が進められていることを確認した。

## 2. 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(25 年 12 月 24 日閣議決定))

28 年度から年 2 回開催から毎月開催へと規程改正されたリスク管理委員会において、「28 年度リスク管理実施計画」が策定され、とりわけ、奨学金貸与事業に関しては、金融業務のリスク対応計画の実施状況について、報告・審議等が行われ、金融業務のガバナンスの高度化等に向けた対応は評価する。引き続き、リスク管理体制の整備が着実に実施されることを期待する。

## 3. 給与水準の状況 (独立行政法人整理合理化計画 (19 年 12 月 24 日閣議決定))

職員の給与水準に関しては、当該事業年度に公表された対国家公務員の給与水準に準拠することとしており、給与水準の適正化に努めていることを評価する。

なお、検証結果等を毎年機構ホームページに公表していることを確認した。

4. 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定））

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（27年5月25日総務大臣決定）及び「調達等合理化計画の策定及び評価に関する留意点について」（28年2月2日総務省行政管理局長事務連絡）等を踏まえ、28年5月31日に契約監視委員会が開催され審議が行われた。

27年度調達等合理化計画の実施状況及び自己評価（案）については、重点的に取組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底への取組みについて審議され、承認を得たことを確認した。

競争性のない随意契約については、審議の結果、いずれも真にやむを得ないものと認められた。また、一者応札・一者応募に対する改善方策については、その要因及び改善に向けた具体的な取組みを個別に確認され、当該事業年度と同案件に対する事後点検体制の整備が図られていることが確認されている。

そして、28年度調達等合理化計画（案）については、①調達の現状と要因の分析、②重点的に取組む分野、③調達に関するガバナンスの徹底、④自己評価の実施、⑤推進体制について、審議を経て承認を得ている。

以上

平成29年6月21日

独立行政法人 日本学生支援機構

監事 澤木公義 ⑩

監事（非常勤） 小川千恵子 ⑩